

令和6年度 標準農業労働賃金表

今年の標準農業労働賃金表を下記のとおり定めましたので、お互いにこの基準を守りましょう。

川 内 村
川 内 村 農 業 委 員 会

1. 日雇作業 (消費税は不課税。)

作業名	単位	料金	摘要
一般農作業	1日	7,200円	実働8時間、特殊な農作業については相互の協議による。

2. 請負作業 (消費税は含まない。また、10aの整理田を基準としております。)

作業名等		単位	料金	摘要
耕起	ロータリー	10a	5, 500円	田・畑共
	スタブルカルチ	10a	5, 000円	田
	プラウ	10a	6, 500円	田・畑共
畔塗機		1m	50円	1m当り
代掻き		10a	6, 300円	(未整理田は2割増)
田植え		10a	6, 300円	(未整理田は2割増)
育苗	緑化苗	1箱	550円	1箱当り
	硬化苗	1箱	700円	1箱当り
稲刈	コンバイン刈取	10a	14, 000円	結束する場合は1, 000円増
	籾運搬	10a	1, 000円	
乾燥・籾摺		60kg	1, 500円	色彩選別機の同時実施は500円増
色彩選別機		60kg	800円	
防除	ドローン	10a	1, 500円	薬剤は委託者負担。
	ドローン以外	10a	900円	薬剤は委託者負担。
肥料散布		10a	1, 500円	肥料は委託者負担。1品目100kg以下の場合とする。
堆肥散布		10a	3, 000円	堆肥(1t)別、積込含む。
草刈	草刈機	時間	1, 800円	
	自走式草刈機	時間	3, 000円	法面の草刈りを想定。
	トラクターモア	時間	5, 000円	

【特記事項】

- 次のような場合は、当事者間で十分協議のうえ調整願います。
 - 労働能力(年齢・経験など)や圃場条件(山間部と平坦部、乾田と湿田、未整理田、進入路の状況)に差がある場合。
 - 燃料費の高騰など、著しい変動があった場合。
 - 農作業機械の長距離輸送など追加の経費が発生した場合。
 - 倒伏の程度が著しい場合。
 - この表に記載のない作業の受委託及び標準額が当てはまらない場合。
- 課税売上額高が1,000万円を超える場合は、請負額に別途消費税が加算されます。
- 令和5年10月1日以降の受委託については、受託者が適格請求書等(インボイス)の交付を求められる場合があります。
- 雇用労働作業において、食事代は含みません。
- 令和6年度中に最低賃金が増額され、上記の作業賃金が最低賃金を下回る場合は、最低賃金の金額に読み替えるものとします。

3. 農地の賃借料情報 ※1 ●小作料については、現在、農業委員会で定めておりませんので、貸す人・借り人が協議のうえ決定して下さい。

【水田】10a当り(参考)

地区名	平均	最高	最低
村全域	6,500円	8,000円	5,000円

【普通畑】10a当り(参考)

地区名	平均	最高	最低
村全域	4,000円	5,000円	3,000円

※1 これは過去の賃貸借の設定におけるデータを基に表示しております。

農地法関係の申請について

◎農地法第3条の申請(農業委員会許可)

農地の売買、贈与、交換等するとき(農地の所有権移転・利用権設定等)

◎農地法第4条の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合は川内村))

自己所有地の農地を農地以外にするとき(宅地・山林等への転用)

◎農地法第5条の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合は川内村))

第三者の農地を農地以外のものに転用するとき(宅地・工場用地等)

■一時的な転用(最高3年を限度とする)の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合は川内村))

※農地改良(農地に盛土をして農地としての作付)についても届出を出してください。

①許可を必要とする申請書等については、許可を受けようとする月の前月の25日までに農業委員会まで提出してください。また、農地転用をするときは、必ず事前に許可を受けてから行ってください。

②その他詳しいことは、農業委員又は農業委員会事務局にご相談ください。(38-2112)